

村内事業者応援一時支援金事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で売上げが減少している村内事業者を対象に今後の事業継続及び雇用維持を図るために支援金を給付します。

対象事業者 以下の①～③を全て満たすこと

- ①令和3年4月1日時点で恩納村内に本社を有する中小法人及び住所を有する個人事業者。
- ②令和3年9月30日の納期限が到来した村民税に未納の額がないこと。(恩納村税務課発行納税証明書提出)
- ③国の月次支援金を受給している事業者及び月次支援金受給要件と同程度と確認できる事業者。

支援金額

- 個人事業者 10万円
- 法人事業者 20万円
- ※1回給付。事業者単位であり、事業所(店舗)単位ではありません。

申請期間

12月1日～令和4年1月31日
(土・日・祝日を除く)

●詳しくは、役場及び商工会ホームページをご覧ください。

* 国、県の支援策についても追加されていますので、役場ホームページ→組織一覧(左側黄色)→各課案内→商工観光課のページ「新型コロナウイルス感染症に関する村・県・国の緊急対応策」でご確認ください。

* 国の月次支援金の給付対象月が10月分まで追加されています。

* 県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金は1回のみ給付から2回目までの給付が可能となっています。(国の月次支援金を上限額受給したことが要件)

お問い合わせ

申請に関すること：恩納村商工会(事務委託先) ☎966-8258
事業全般に関すること：商工観光課 ☎966-1280

年末年始の業務のお知らせ

月日 施設	12月				1月				
	28日 火	29日 水	30日 木	31日 金	1日 土	2日 日	3日 月	4日 火	5日 水
役場窓口	○							○	○
文化情報センター								○	○
博物館								○	○
赤間運動公園	△							○	○
恩納クリニック	○							○	○
西大條診療所								○	○
斎場	○	○	○	○			○	○	○
ゴミ収集	○	○	○	○				○	○
一般廃棄物最終処分場		○	○						○
中部北環境施設組合	○	○	○	○				○	○

○通常通り ■ 休み △12:00まで

※都合により変更する場合がありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

ごみの自己搬入について

一般廃棄物最終処分場・・・粗大ごみ

中部北環境施設組合・・・もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、危険ごみ、粗大ごみ
(許可証発行は村民課にて12月28日まで)